

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

私たちが生涯にわたって健康で、心豊かな生活を送るために食は欠かせないものです。「食」に関する正しい知識を身につけ、健全な食生活を実践していくことは、心身の健康増進とともに人間形成に資するものです。そのため、食事の重要性や楽しさを理解すること、健康を維持できるように食物を選択すること、日本の食文化を理解し伝えていくこと、食物を作る人への感謝の心を持ち、食環境を持続可能なものにしていくことなどの食べる力を育むことが重要です。

本市では、平成17年に施行された「食育基本法」に基づき、平成19年3月に「岐阜市食育推進会議条例」を制定し、食に関わる様々な機関や団体等の参画を得ながら市の食育推進計画の作成等を審議するため、「岐阜市食育推進会議」を設置しました。

平成20年3月に「岐阜市食育推進計画（平成20～24年度）」、平成25年3月に「第2次岐阜市食育推進計画（平成25～29年度）」、平成30年3月に「第3次岐阜市食育推進計画（平成30～令和4年度）」（以下「第3次計画」という。）を策定し、これらの計画に基づき、保健、福祉、教育、保育、農林、環境などの各部局が連携して、家庭や学校、地域等において食育の推進に取り組んできました。

そうした中、令和2年からの新型コロナウイルス感染症の世界的な流行は、私たちの生活に大きな影響を与えました。食育推進の取組においても、基本的な感染防止対策を実践しながら取り組むなど、これまでとは異なる方法や進め方が必要になっています。対面での食育を安全に実施するとともに、デジタル技術などを有効活用しながら、「新しい生活様式」に応じて取り組むことも重要となっています。

本計画では、第3次計画までの基本的な考え方や基本目標を継承しつつ、国際的な取組であるSDGs（持続可能な開発目標）の視点や、デジタル化に対応した取組を加え、妊産婦や乳幼児から高齢者まで、切れ目のない生涯を通じた心身の健康を支える食育を推進します。

《 食育とは 》

生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきものであるとともに、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てることをいいます。

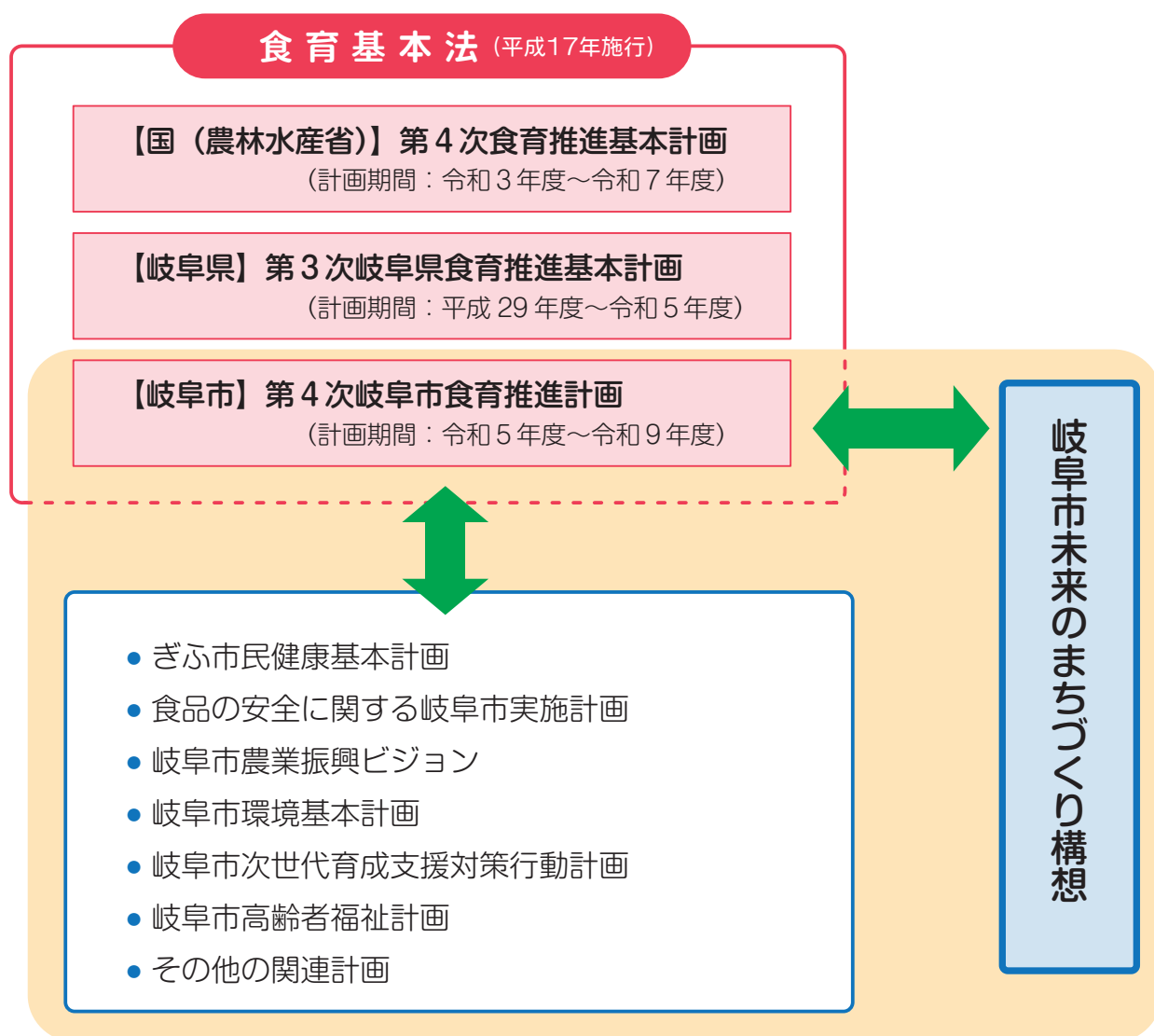
～参考：食育基本法 前文～

2 計画の位置づけ

岐阜市食育推進計画は、食育基本法第18条第1項に規定する市町村食育推進計画であり、本市における食育の推進に関する施策等について定めています。

国の食育推進基本計画、岐阜県食育推進基本計画と整合性を図り、市政の総合的・計画的な運営指針である岐阜市未来のまちづくり構想の方針に沿うとともに、ぎふ市民健康基本計画などの関連計画と連携を図りながら食育を推進する計画とします。

● 各計画の関係図



食育基本法第18条第1項

市町村は、食育推進基本計画（都道府県食育推進計画が作成されているときは、食育推進基本計画及び都道府県食育推進計画）を基本として、当該市町村の区域内における食育の推進に関する施策についての計画（以下「市町村食育推進計画」という。）を作成するよう努めなければならない。

3 計画の期間

本計画は、令和5年度から令和9年度までの5年間を計画期間とします。

4 SDGs(持続可能な開発目標)の視点を踏まえた計画の推進

SDGsは、2015年9月に全193の国連加盟国の合意によって決められた2030年を達成の期限とする国際目標です。持続可能な世界を実現するための17のゴールと169のターゲットから構成され、地球上の誰一人取り残されないことを誓っています。

国の「第4次食育推進基本計画」では、『SDGsの目標には、「目標2. 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する」、「目標4. すべての人々への包摂的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する」、「目標12. 持続可能な生産消費形態を確保する」などの食育と関係が深い目標がある。』と示されています。SDGsと深く関わりがある食育の取組において、SDGsの考え方を踏まえ推進する必要があります。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



2 飢餓をゼロに

飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する



4 質の高い教育をみんなに

すべての人々への包摂的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する



12 つくる責任 つかう責任

持続可能な生産消費形態を確保する